

陶磁器類・蛍光灯などの有害ごみを集めます

町では、有害ごみ(蛍光灯・水銀を使用している体温計や茶碗、湯飲みなどの陶磁器類、乾電池)を「ごみカレンダー」の回収計画に基づき、収集しています。

有害ごみの収集は年4回行います。今回は第1回目のお知らせになります。第2回目以降は時期が近づきましたら、広報にてお知らせします。

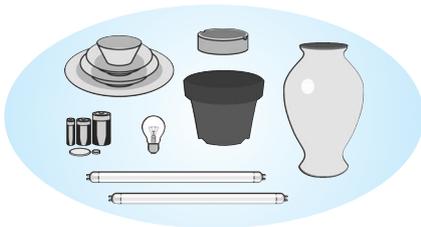
なお、有害ごみを出すときは以下の事項にご注意ください。

【収集するもの】

- ・蛍光灯(電球・LED除く)
 - ・体温計(水銀式)
 - ・陶磁器類(40cmを越えるものを除く)
 - ・乾電池(ボタン電池含む)
- それぞれに分別して出してください。
- ※収集場所は右記収集場所のみです。
通常の集積場とは異なりますので、
ご注意ください。

【収集時間】

- 指定日前日の15時～18時
- 指定日当日の7時～9時



有害ごみ収集日程

地区	収集指定日(1回目)	収集場所
高田	5月7日	町役場東駐車場
養老	5月13日	町中央公民館
広幡	5月14日	広幡公民館
上多度	5月20日	上多度公民館(上多度プラザ)
池辺	5月21日	池辺公民館
笠郷	5月27日	笠郷公民館(就業改善センター)
小畑	5月11日	小畑公民館
多芸西部	5月18日	福祉センター
日吉	5月25日	日吉公民館
多芸東部	6月1日	多芸公民館
室原		室原自治会館

☎ 住民環境課 ☎ 32-1104

野外焼却(野焼き)はやめましょう！

野外焼却(いわゆる野焼き)に関する苦情が寄せられています。野外焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2」により、一部の例外を除いて禁止されています。

少量であっても、ドラム缶やブロック囲いなどによる焼却をしてはいけません。

違反をすると、5年以下の懲役、若しくは100万以下の罰金または、その両方が科せられる可能性があります。

例外となるもの：

- たき火、落ち葉の焼却(キャンプファイヤーなど、日常生活で行う軽微なもの)
- 焼畑、畔の草の焼却(農業・林業で必要な場合)
- ※家庭菜園などの雑草、残渣の焼却は禁止です。可燃ゴミの袋に入れて指定日に出すか、直接清掃センターへお持ち込み(要役場で手続き)ください。
- しめ縄、門松などを焚く(左義長、どんと焼き)、卒塔婆の供養焼却
- 国または地方公共団体が施設管理に必要な場合
- 震災、風水害、その他災害の予防・応急対策または復旧に必要な場合



上記のように、例外的に野焼きが認められる場合であっても、発生する煙、灰などが悪臭や大気汚染の原因となるため、他の人の迷惑にならないよう、ご配慮をお願いします。

町では、定期的に環境パトロールを行っています。パトロール中に野焼きを発見した場合は関係機関(消防署・警察署等)と連携し、対応させていただきます。

☎ 住民環境課 ☎ 32-1104